

教育制度論  
第10テーマ 就学前教育制度  
幼保二元体制と幼保一元化

日付:

0 「保育」ということば

- ※幼稚園における「保育」…… 保護と
- ※保育所における「保育」…… と教育 →「 と教育が一体となって展開される」

I 日本における幼保二元体制の展開

☆幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所が、異なる体制のもとで設置、管理、運営されていること。

※具体的に、幼稚園と保育所では何が異なるか。

(設置、法的根拠)、 (管轄、行政、管理)、 (日常的運営)

1 保育制度の歴史

(略)→ 「教育原理」第10, 11テーマ

2 幼保二元体制の概要

	幼稚園	保育所(認可保育所)
根拠法令	_____	_____
所管省庁	_____	_____
施設の基準文書	_____	_____
施設の区分	_____ (幼稚園)	_____ (保育所)
目的	幼児を_____し、幼児の健やかな成長のために適当な_____を与えて、その心身の発達を_____すること	_____乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて_____を行うこと
入園・入所対象	満_____歳～_____の幼児	_____歳～_____の「_____」乳幼児
年間開設日数	39週以上	300日
一日の保育時間	標準 _____ 時間 ※預かり保育	原則 _____ 時間 ※延長保育(S56～)
長期休暇	あり	なし
教育課程・保育内容	_____ ( _____ ) に従い各園が教育課程を編成・実施	_____ ( _____ ) に基づき各所が保育・指導計画を作成・実施
入所契約の形態	保護者と施設の _____ 契約	保護者と _____ の契約(入所要件あり)
保育者の名称	_____	_____
保育者の資格	_____	_____

### 3 過去の幼保二元体制の問題点

(1) 幼児教育( )と保育( )の不平等

→保護者の 状況などが子どもの入園・入所施設を決定する。

(幼児教育・保育に関する保護者の希望や、子どもの特性等が入園・入所施設の選択の理由とならない)

(2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ  
端的に

(3) 児童の増加

- ・ 世帯の増加＋入園・入所施設の制限(上の(1))

## II 近年における幼保一元化の展開

☆幼保一元化

- ①幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。
- ②幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一(「 」)すること。
- ③幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の(一元化された)幼児教育施設を新設すること。

☆幼保一元化の理由

→ I - 3

### 1 幼保一元化の具体動向

- ・民間による幼保一元化
- ・自治体による合同施設の設置
- ・認定こども園( 年～)
  - ・幼稚園や保育所のうち、①幼児教育、②保育、③地域における子育て支援を一体的に提供する施設(当時の規定)。

☆子ども・子育て支援新制度( 年～)

- ・関連法規の制定、改正
  - (旧)「保育に欠ける子」→(新)「保育を とする子」
  - (新)「幼児教育を希望する児童」

- ・ 連携型認定こども園の改革
  - ・学校と児童福祉施設の並立→「 及び 」という一体施設

・「保育教諭」職の新設

・ 地域型保育の導入

……「施設(原則 20 人以上)より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業」

・小規模保育……年齢 ～ 、人数 ～ 人。

・家庭的保育

・事業所内保育

・居宅訪問型保育

**【地域型保育導入の背景】**

- ・待機児童の多くが 3 歳未満であること。
- ・都市部における中・大規模保育の実施が困難であること。
- ・過疎地において子どもが減少していること。
- ・認定こども園に 3 歳未満受託義務がないこと。

**【補論】 幼児教育・保育内容における幼保二元体制と幼保一元化**

・学校教育法第 22 条

・児童福祉法第 39 条

→同条における「教育」の新設(第 7 テーマ参照)

・幼稚園教育要領の改訂(1948 年(「保育要領」、1956 年(改称)、1964 年(告示)、  
1989 年、1998 年、2008 年、2017 年)

・保育所保育指針の改訂(1965 年、1990 年(5 領域)、1999 年、2008 年(告示)、2017 年)

・現行(2017 年～)の幼稚園教育要領・保育所保育指針の特徴

・【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

・保育所保育指針における 3 歳未満／以上の区切り